

懸賞金付定期預金規定

- この預金は本規定、定期預金共通規定および該当する種類の自由金利型定期預金規定ならびに懸賞金付定期預金取扱要領（以下「取扱要領」といいます）により取扱います。

1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

2. (懸賞金抽選権)

この預金は1口(10万円)につき1本の懸賞金抽選権をつけます。その抽選番号は証書表面記載のとおりとします。ただし、証書表面記載の懸賞金抽選権(抽選番号)は、初回1年間のみ有効とします。

3. (懸賞金)

- (1) 証書表面記載の抽選番号が当選したときは、取扱要領記載の懸賞金を抽選日以降定めた日に金庫所定の方法でお渡しします。
- (2) この預金は満期日の前に解約できません。当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合は、懸賞金抽選権は失効します。ただし、抽選日の翌営業日以後に解約する場合は、証書表面記載の抽選番号が当選しているときは、懸賞金は第1項と同様お渡しします。

4. (自動継続自由金利型定期預金)

- (1) この預金は、自動継続型となっておりますので、証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫の店頭に掲示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以 上